

「ひとり役活動推進事業に関するQ & A」

《登録について》

Q1-01 私は市外に住所があるのですが、芦屋市内に住所がある友人と一緒にひとり役活動をしようと考えています。私にもポイントはつきますか？

A1-01 18歳以上の方であれば、市外在住の方であっても参加でき、ポイントもつきます。しかしポイント換金（転換交付金の交付）を受けることはできません。

【ひとり役活動推進事業ワーカー登録者別支援内容等一覧表】

対 象 者	介護保険料の 未納又は滞納	ポイント 付与	転換交付金の 交付	ボランティア 保険の財源
市内に住所のある65歳以上の方 (第1号被保険者)	無	○	○	本人負担
市内に住所のある65歳以上の方 (第1号被保険者)	有	○	×	本人負担
市内に住所のある18歳～64歳の方		○	○	本人負担
市外に住所のある18歳以上の方		○	×	本人負担

Q1-02 現在、要支援1の認定を受けています。ひとり役活動に参加することはできますか？

A1-02 介護保険サービスの利用中を除いて参加できます。

Q1-03 生活保護を受けています。ひとり役活動に参加することはできますか？

A1-03 参加することは可能ですが、ポイント還金を受けた時は、管轄部署である生活援護課に収入報告をしてください。※詳細については生活援護課までおたずねください。

《活動内容について》

Q2-01 どのような活動が対象となりますか？

A2-01 指定された芦屋市内介護保険関連事業所で、次の軽微的活動が主な対象となります。

- ①レクリエーション・催事に関する手伝い
- ②話し相手、傾聴
- ③散歩、外出、屋内移動時の見守り・声かけ
- ④催事に関する手伝い（模擬店運営、会場運営、利用者の移動時の見守り・声かけ等）
- ⑤お茶出し、食堂内の配膳、下膳等の手伝い
- ⑥職員とともにを行う軽微かつ補助的な掃除や洗濯ものの整理などの軽作業
- ⑦その他（自身の健康増進と介護予防につながる軽微的活動）

【活動例（その1）】

	施設等	活動内容	活動日	活動時間
1	特別養護老人ホーム A	施設内の清掃	第2水・第3木	10時～11時、13時～14時
		各種イベント	内容による	内容により時間が異なる
2	特別養護老人ホーム B	施設の各種イベント、喫茶コーナー、外出レク、車イス清掃、入居者の日常生活のお手伝いなど	内容による	喫茶タイム 14時～16時 モーニングタイム 9時～11時

3	特別養護老人ホーム C	食後の後片付け・コップ等の洗浄	週 1～5 日	食事の時間による
4	デイサービスセンターD	利用者の見守り支援 手作業の手伝い	毎週水曜	9 時 30 分～15 時
5	デイサービスセンターE	配膳及び片付け・見守り レクリエーション補助・話し相手	月～金	8 時 30 分～16 時

【活動例（その2）特別養護老人ホームにて】

①入所者の洗濯物をたたむ(洗濯場ボランティア)	⑤車イスの空気入れ(空気入れボランティア)
②入所者のお話を聞き、会話をする(傾聴ボランティア)	⑥クラブ活動の手伝い(書道・民謡・唱歌・手工芸・カラオケクラブ)
③入所者の入浴後、ドライヤーをかける(整髪ボランティア)	⑦施設園庭清掃(清掃ボランティア)
④食事の配膳下膳(配膳下膳ボランティア)	⑧誕生会での催し物の演芸。コーラス・フラダンス・ギターアンサンブル等(演芸ボランティア)

※ボランティアといっても、いろんな活動内容があります。入所者の方とのふれあいを楽しんでいただける方は、直接関われる活動があります。演技演奏ができる方は、催し物の企画として披露していただけます。事業所には興味があるけれども、直接人と関わるのが苦手な方は洗濯物をたたんだり、入居者の備品などの整備などの活動があります。

Q2-02 他の自治体では、食事の盛り付けも活動の対象にしているところがあります。芦屋市でも対象となりますか？対象となる場合、衛生面で問題はありますか？

A2-02 本市では、食事の盛り付けは対象ではありません。（食事の盛り付け等は衛生管理上の問題が発生する場合があります）

Q2-03 事業所の休日に、利用者の家族が職員と一緒にボランティアで事業所内の清掃をしています、利用者のいない時間帯でも活動の対象になりますか？

A2-03 対象になります。

Q2-04 外出先（散歩や遠方へ出かける行事など）でのボランティア活動がある場合、ボランティアの方に、現地集合・解散をしてもらうことはできますか？

A2-04 現地集合・解散していただいて構いませんが、ボランティアの方とご相談の上で決めてください。

Q2-05 受入機関や在宅高齢者からの買い物の代行は対象となりますか？

A2-05 対象ではありません。（金銭・商品の受渡しにおいて、問題が発生する場合があります。）

《活動手帳等について》

Q3-01 ひとり役ワーカーの方が手帳を忘れて来られた場合、後日、スタンプを押すことはできますか？

A3-01 前日など、数日前の活動分について、施設側でも実績が確認できる場合であれば、手帳にスタンプを押していただいても構いません。

Q3-02 ひとり役ワーカーの方が手帳を紛失され、新しい手帳を再交付してもらった後に、古い手帳が出てきた場合、古い手帳に押印されたスタンプはどうなりますか？

A3-02 古い手帳に押印されているスタンプは、新しい手帳のものと合算することができます。芦屋市社会福祉協議会にご連絡いただくようお願いします。

Q3-03 手帳はスタンプがたまるとまで使い続けるのですか？

A3-03 いいえ。手帳は年度ごと（4月～3月末）に切り替わります。スタンプが50個たまらなくても、4月からの活動に当たり、新たな手帳をお使いください。新年度の手帳は、ポイント換金の申請手続等の際に、旧手帳と引き換えにお渡しします。

Q3-04 スタンプが50個（5,000円分）たっても、ひとりー役活動を継続できますか？

A3-04 はい。ポイント換金の上限は5,000円ですが、ご自身の健康・生きがいづくりや介護予防のためにも活動は継続していただくようお願いします。1冊につきスタンプが100個押せるようになっていきます。

Q3-05 手帳のスタンプ押印ページがいっぱいになったら、新しい手帳をもらえるのですか？

A3-05 はい。基本的に手帳は年間で1人1冊ですが、スタンプがいっぱいになった場合（スタンプを100個ためた方）は、その手帳を芦屋市社会福祉協議会へ一度お見せください。芦屋市社会福祉協議会職員が確認のうえ、その場で新しい手帳の交付を行います。古い手帳はポイント転換時に必要となりますので、大切に保管してください。（2冊目以降の手帳には、表紙に〇冊目と記載されます。）

Q3-06 3月まで使用した手帳は、どうするのですか？

A3-06 ポイント換金の手続の際に必要となりますので、それまでご自身で保管してください。手帳を紛失された場合、スタンプを再度押印することはできませんのでご注意ください。また、指定する期間内に、ポイント換金のための手続を行ってください。

《ボランティア活動保険について》

Q4-01 ひとりー役活動に行く途中や活動先でけがをしたら？

A4-01 安心して活動を行っていただくために、万一の事故やけがに備えて、兵庫県ボランティア市民活動災害共済（ボランティア活動保険）に加入いただきます（自己負担額500円、年度ごと）。事故などが発生した場合は、けがなどの状況を伺い、保険会社に連絡しますので、事務局である芦屋市社会福祉協議会（☎32-7525）まで速やかにお知らせください。ひとりー役活動中であれば保険の対象となりますので、スタンプ数が50個を越えても、ひとりー役活動の際は、施設に手帳を提示してスタンプの押印を受けてください。

Q4-02 ボランティア活動保険はいつから適用されますか？

A4-02 加入日の翌日からの適用となります。また年度途中の加入であっても保険料は変わりません。

Q4-03 既に他のボランティア活動保険に加入している場合、その保険が適用されますか？

A4-03 他のボランティア活動保険が適用されるかは、ご加入の保険会社に直接お問い合わせください。

《その他》

Q5-01 既に登録しているひとりー役ワーカーが、活動当日に制度未登録の知人を連れてきて一緒に活動に参加した場合、知人の取り扱いはどうなりますか？

A5-01 登録いただいていない方は、当制度の対象外ですので、ひとりー役活動の実績に対してスタンプの押印はできません。また、その方がボランティア活動保険に未加入であれば、活動の際に保険が適用されませんのでご注意ください。

Q5-02 ひとりー役活動は、複数の事業所でできますか？

A5-02 できます。市の指定を受けた事業所であれば、活動ごとに別の事業所を選ぶことができます。ただし、活動日時等受入については、「芦屋市ひとりー役活動受入機関一覧表」でご確認いただくか、芦屋市社会福祉協議会へ確認してください。

- Q5-03** 1日に複数の事業所でひとり役活動をした場合、ポイントはようになりますか？
A5-03 スタンプをためられるのは1日2個までです。複数の事業所でひとり役活動をした場合にも、1日に押印できるスタンプは2個までです。
- Q5-04** 在宅高齢者に対するひとり役活動を行なった場合は、ポイントはようになりますか？
A5-04 在宅高齢者本人の印またはサインをもらってください。在宅高齢者からの受け入れの申し出を受けて、芦屋市社会福祉協議会からひとり役ワーカーに協力を依頼します。可能な限りご協力をお願いします。
- Q5-05** ポイント換金の申請手続きを行なう時期はいつになりますか？
A5-05 年1回で、時期は3月1日からになります。（申出の締め切りは別途お知らせします）3月までにスタンプ50個をためた方も、申請は3月1日からとなります。
- Q5-06** 芦屋市外に転居した場合もポイント換金の対象になりますか？
A5-06 芦屋市内の転居は対象になりますが、市外に転居された場合はその日以降は対象となりません。ただし、芦屋市在住の間に活動された分に限ってはポイント換金の対象となります。芦屋市社会福祉協議会に連絡していただき、ポイント換金は、申請時期に行ってください。
- Q5-07** ポイント換金ができない場合はあるのですか？
A5-07 市外在住の方や、介護保険料の未納または滞納が続いている場合は、ポイント換金できません。ただしポイント換金の活用申出の時点で、滞納又は未納の滞納がない場合は、換金を受けられるものとします。
- Q5-08** 民生委員や福祉推進委員等の活動は対象となりますか？
A5-08 行政から委嘱された活動については、すでに予算措置がされているものであるため対象となりません。ただし、民生委員や福祉推進委員等の活動とは別に、個人で活動を行う場合は対象となります。
- Q5-09** 活動先の施設等へ行くのに、車で行っても良いですか？
A5-09 受入機関はいずれも駐車台数に限りがありますので、車のご使用はご遠慮ください。自転車・徒歩で通える近所の受入機関を選択いただくか、公共の交通機関をご利用ください。
- Q5-10** 活動先の施設等に子どもを連れて行っても良いですか？
A5-10 活動先の施設等と調整をし、施設等の了承を得られれば可能です。
- Q5-11** 所属しているボランティア団体の活動として受入機関で活動した場合、対象となりますか？
A5-11 ボランティア活動センターの登録団体や、その活動を行うことで受入機関から別途謝礼等を受ける場合は、ひとり役活動の対象外となります。判断に迷われる場合は、事務局までお問い合わせください。